



平成18年1月27日

金融庁
総務企画局企画課保険企画室 御中

在日米国商工会議所
保険小委員会
東京都港区麻布台2-4-5メソニック森ビル10階

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）に対する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成17年12月28日付で公表された「保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、保険業法施行令の一部を改正する政令（案）及び保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等の公表（少額短期保険業関係）」に関しまして、在日米国商工会議所（以下 ACCJ）はパブリック・コメントを提出する機会を頂いたことに感謝いたします。「少額短期保険業者」の創設は、契約者保護の確保と市場における対等な競争条件の確立に向けた第一歩であると歓迎いたします。

ACCJが、少額短期保険業者に対する規制の施行に際して消費者（契約者）保護および対等な競争条件を促進するために必要と考える要点を以下に申し述べさせていただきます。

謹白

1. 保険業、少額短期保険業という同種のサービスを提供する二つのグループに対し異なる規制システムを構築することは、一方のグループに不当に有利な待遇を与えてしまう可能性を伴う。従って、契約者を保護するために必要となる対等な競争条件と健全な規制の執行を達成するにあたり、少額短期保険業者と民間保険会社の商品・サービスの重複を最小限に留めることが不可欠である。
2. 政府は、この法律の施行後5年以内に、少額短期保険業者の業務の状況、保険会社が引き受ける保険の多様化の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずると定めている¹。それらの措置の1つとして、民間保険会社と実質的に同等な商品・サービスを提供し、直接競合する全ての少額短期保険業者は保険免許を取得し、保険会社として事業を行うことを義務付ける項目が含まれるべきである。

＜改正後の保険業法施行令（新施行令案）第1条の6関連＞

3. 少額短期保険業者が引き受けることのできる疾病・傷害による入院給付金等の上限は80万円としているが、原則として、医療保障限度額は保険会社が提供する商品の限度額よりも低くあるべきである。しかし、今回の提案された限度額である80万円は保険会社の多くの医療商品の給付金額の水準と同じである。少額短期保険業者に対し、保険会社の商品と同種の商品提供を認めることは、消費者の誤解を招くばかりか、公正で健全な市場規制に反する。生命保険文化センターの調査によると、入院時の自己負担費用の全国平均は26.3万円となっている（平成16年度）。よって、それら統計数値を参考にして保険金限度額を引下げるべきである。
4. 一被保険者あたりの保険金額の上限について、更新型の場合の限度額基準が明確ではない。具体的には、新施行令案第1条の5に規定される保険期間（損害保険を2年、生命保険・医療保険を1年）に支払われる保険金額を基準としているのか、あるいは保険期間に関係なく一被保険者あたりの限度額である80万円（疾病・傷害による入院給付金等）1000万円（損害保険）を基準としているのかが明確ではない。仮に前者の場合、10年間自動更新をすれば、少額短期保険業者の引き受けるリスクは80万円×10年＝800万円（疾病・傷害による入院給付金等）となり、過大なリスクの引き受けとなる。よって、更新型の保険の場合であって

¹保険業法附則第38条第2項

も、後者のように一被保険者あたりの限度額は80万円とし、通算80万円の入院給付金等が支払われた時点で保険は終了とすべきである。もし、このような措置を確保することができない場合は、過大なリスク引受けへとつながる自動更新を認めるべきではない。

＜新施行令案第38条の9 関連＞

5. 一の被保険者にかかる保険金限度額を1000万円とした場合、生保分野商品についてはフルラインで限度額一杯まで引受が可能になる（疾病による高度障害・死亡300万円、疾病・傷害による入院給付金等80万円、傷害による高度障害・死亡600万円を全て限度額まで引受けた場合、合計で980万円となるため）。しかし、少額短期保険には大数の法則が働かない、セーフティーネットが存在しない、保険会社に比べて規制が緩いといった事情があり、保険会社よりも経営基盤が弱いため、一の被保険者にかかる保険金限度額1000万円は少額短期保険業者にとってはリスクが過大だといえる。そのため、一の被保険者にかかる保険金限度額を1000万円から引下げるべきである。
6. 一の被保険者について引き受ける合計額において、低発生率保険は特例的に取り扱われているが、事故頻度は低いが高額になりうるものほど通常の保険が機能を発揮する分野である。民間保険会社がすでに提供しているもの、たとえば個人賠償責任保険や借家人賠償責任保険は特例的取扱いとしては不相当である。保険事故の発生率が低いという理由で、一被保険者の限度額（1000万円）に上乗せをする形で、低発生率保険を少額短期保険業者に例外的に取扱わせることは不必要かつ不相当であり契約者保護にも問題がある。

＜新施行令案附則第3条・第4条 関連＞

7. 経過措置により施行日から7年間は「既存事業者が超過部分を再保険に出すことにより引受を行うことができる保険金額の上限を、それぞれの区分に定める金額の5倍（入院給付金等は3倍）」とされているが、これは既存契約のみに適用されるべきであり、施行日以降の新規の契約については含まれないことを明記すべきである。また、施行日から7年間、上限の5倍（入院給付金等は3倍）という数値は、適正な基準を遥かに超えており、限度額をできる限り低く設定（例えば2倍）すべきである。

＜新施行令第 38 条関連＞

8. 少額短期保険業者の対象となる事業規模として、年間収入保険料を「50 億円未満」としているが、この金額は明らかに大き過ぎる。収入保険料 50 億円未満の事業には、生・損保険会社約 20 社という多数の民間保険会社が含まれるため、民間保険会社と少額短期保険業者との事業が同じカテゴリーの中で並列してしまう。このような状況下で保険会社に対する規制よりも緩やかな規制を導入することは、同種・同規模の事業であるにもかかわらず少額短期保険業者にのみ有利な状況を作り出し、市場における公正な競争を阻害する。このような扱いは WTO に対する日本の責務とも相容れない。民間保険会社と少額短期保険業者との区別を明確にするために、少額短期保険の事業規模として定義される収入保険料は、民間保険会社よりも大幅かつ実質的に低く設定することするべきである。

また、少額短期保険業者の事業規模は 50 億円未満とあるが、現在規定されている再保険の仕組みによって、この規則は無意味なものになる可能性がある。例えば 90% 以上を再保険に出せば、いわゆるグロス保険料で 500 億円を超える、実質的には保険会社とすべき規模の会社まで少額短期保険業者として許容されることになる。契約者保護が重要であるならば、このような規模の会社は通常の民間保険会社とすべきであり、年間収入保険料の基準はグロスで 50 億円とすべきである。

＜改正後の保険業法施行規則案（新施行規則案）第 211 条の 29 関連＞

9. 保険業法施行規則第 211 条の 29 第 1 項第 1 号、2 号、3 号に、保険募集に際して、少額短期保険募集人が説明を行うことを確保するための措置をとらなければならない項目が列挙されているが、書面の交付においては、例えば金融庁の Study Team で検討したように契約者が明確に理解できるよう文字の大きさに下限を設けるなどの措置をとることにより、契約者の誤解を防止し契約者保護の徹底を図るべきである。

＜その他＞

10. 少額短期保険業者が保険業法下で規制されることになる以上、保険会社と同様に生命保険と損害保険の兼営は不可とするべきである。保険業法や金融庁の監督による募集規制、責任準備金規制、情報開示規制など、手厚い保険契約者保護策が設けられた保険会社でさえ生命保険と損害保険の兼営は認められておらず、ましてや保護機構にも加入していない、リスクの大きい少額短期保険業者による兼営

は認められるべきではない。

11. 少額短期保険業者には、保険会社と同水準のソルベンシーマージン基準等が適用される。しかし、少額短期保険業者には大数の法則が働かないことに加え、保護機構も存在しないため、契約者が抱えるリスクは保険契約者よりも高くなる。そのため、契約者保護のために早期是正措置の発動基準を民間保険会社よりも厳格に定めるべきである。
12. 保険業免許を所持する民間保険会社が、少額短期保険業者としてのサービス提供を目的に法人を設立することは、各会社が取扱う保険商品の既存のブランド・イメージが先行してしまい、消費者に対して誤解を招くリスクが発生する。これを未然に防止するためには、民間保険会社が少額短期保険業者としてサービスを提供することを目的にして新たに法人を設立することを禁止すべきであり、同じ理由から、保険募集人と少額短期保険募集人の兼任は不可とすべきである。
13. 仮に保険料の基準がグロスで50億円とした場合でも会社の分割により実質的には何百億円にも達する規模の少額短期保険業者が可能となる。また、保険業法第二条第1項第二号および第三号で適用除外となっているものへ表面的に衣替することにより保険業法の適用を逃れ、契約のほとんどを日本において認可のない保険会社へ再保険に出すことにより日本における監督の及ばない保険会社による保険の引受が実質的に可能となる。これら法令の潜脱行為が行われることのないよう、施行令・施行規則等には明確に規定すべきである。
14. 民法34条に基づく公益法人は、今回改正された保険業法の附則第5条において「当分の間」「特定保険業を行う」とされているが、「当分の間」とは具体的にどの程度の期間なのか、明確にするべきである。

以上